(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【取組状況等】

認定こども園や保育所等へ保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を、生活保護世帯（第一階層世帯）に対し助成を行っています。

【平成３０年度実績】
交付決定者（保護者）数　11 名
交付額　203,100 円

担当課：保育課